

九州国立博物館

紀要「東風西声」第20号 抜刷

二〇二五（令和七）年三月

平戸藩松浦家の「御讓道具」とその形成

一瀬

智

平戸藩松浦家の「御讓道具」とその形成

一 瀬 智

はじめに

松浦史料博物館に所蔵される平戸藩主松浦家に由来する歴史・美術資料群は、近世大名家のなかでも有数の規模と質を誇るコレクションである。平戸は古くから対外交流の要地であり、松浦家自身も海外交易に深く関与したことから、コレクションには鎖国成立前後の対外関係やキリスト教関係の重要資料が多く含まれている。また九代藩主松浦清（静山）によって日本各地、および長崎を通じて海外から、古典籍や洋書をはじめとする多彩な資料が収集され、十代藩主松浦熙もコレクションの保護と充実、継承に努めた^①。そして大きな自然災害や戦災からも免れ、個性的で充実した資料群が現在まで守り伝えられてきた。

このコレクションの中には、松浦家の先祖に関係する品で、かつて「御讓道具」と呼ばれた品々が含まれる。本稿ではこの「御讓道具」とその所伝や由緒の分析から、松浦家における「御讓道具」形成の経緯や意図、および背景について考察する。これは近世大名家や藩で編纂された歴史書や系譜類について、史実を立証する史料として扱うのではなく、編纂主体の動機や意図、主張に注目し、その自己認識や先祖認識の形成について検討する研究と共通の問題意識に立つものである^②。先祖由縁の品からなる松浦家の「御讓道具」も、その形成や維持

において、時々における先祖認識が大きく影響していると考ええる。対外交流や松浦清・熙の関係資料が充実し、その特色に注目が集まる松浦家の伝来資料だが、本稿では松浦家の先祖認識と「御讓道具」との関係から、多元的である大名家コレクション形成の一端を明らかにしたい。

一 松浦家の「御讓道具」

一―一 「御讓道具扣帳」

松浦史料博物館の『古文書目録』^③には、松浦家の「御讓道具」や「御讓物」に関する六件の史料が確認できる。六件とは「御讓物帳」（古文書類Ⅲ―9―28）、「御讓御道具御証文 写」（古文書類Ⅲ―9―29）、「御讓御道具帳」（古文書類Ⅲ―9―30）、「御讓御道具御証文 写」（古文書類Ⅲ―9―31）、「御讓御道具帳」（古文書類Ⅲ―9―32）、および「御讓道具扣帳」（古文書類Ⅲ―9―25）である^④。最後の「御讓道具扣帳」を除く五件は、いずれも江戸・本所の下屋敷に所在した道具類を九代藩主清（静山）が十代藩主熙に譲り渡した際の御讓証文を写しまとめたもの、あるいはそれらを譲渡日別に列記した目録である^⑤。この「御讓」の道具とは、清から熙に家督が継承される頃^⑥から三十年をかけて、清から熙に譲渡された道具類で、譲渡の時期は清が個別

に判断した。内容としては、歴代の藩主由縁の品や美術品も見られるが、江戸藩邸で身の回りに置かれた、あるいは使われた道具類が主体である。

以上に対して「御讓道具扣帳」（以下「扣帳」）は、三代藩主松浦隆信（宗陽）以前の先祖由縁の品を中心とする「御讓道具」を列記した目録である。文化十三年（一八一六）十二月の奥書があるが、中に天保九年（一八三八）付の文書写を含んでおり、それ以降に更新されたものと考えられる。この「御讓道具」は、近代には松浦伯爵家の「家宝」となり、さらに現在の松浦史料博物館の所蔵資料に多くが引き継がれている。

「扣帳」に掲載される「御讓道具」の品目と、その由緒や伝来についての情報をまとめたのが【表1】である。①から③⑨まで三十九件の「御讓道具」が記されている。このうち「扣帳」に記される情報として②④「一御刀（延寿国吉有銘但銘象眼入長式尺五寸分半折紙添）」・②②「一革包御刀箱」に「則三重御櫓中段江御讓御道具一所二指置、此御帳江書入之」とある。ここから、「御讓道具」が「三重御櫓中段」に保管され、「御帳」で管理されていたことが知られる。三重櫓は平戸城二の丸の乾櫓である。平戸城には天守閣が無く、乾櫓が城内最大で唯一の三重櫓であった。

このほか②①「法印様鑓左衛門江被下船幟」に該当する品が「船幟」として伝来しており、次のような松浦熙の自筆書状が付属する。

【史料1】松浦熙自筆書状（什器類24付属品）

法印様鑓左衛門江被下船幟壹箱、右者前方從江戸屋敷見出候由、然処用人預之内ニ有之候

道可様御旗之類ニ候得者、大切ニ取扱、矢倉入ニ可致置旨、御隠居

様 思召ニ候間、讓道具帳ニ附、用人預ニ致、

道可様御旗一所二指置可申候、以上、

文化十四丑

二月朔日 肥前

用人中江

この船幟が文化十四年以前に江戸屋敷で発見され、「矢倉入」にせよとの清（御隠居様）の思召しにより、「讓道具帳」に書き入れて「用人預」とし、「道可様御旗一所」に保管するようにと熙が指示している。「道可様御旗」は【表1】の⑪⑫であり、松浦史料博物館に現存する「紋の旗」である。「矢倉」は平戸城三重櫓と考えられ、⑪⑫は以前から御用人の管理下で「矢倉」で保管されていたことも知られる。

また、十五世紀中葉の平戸松浦家当主である松浦義（天叟）の肖像画（後述）を文化十一年に清が入手した経緯をまとめた「天叟の像、手に入候留」^⑩にも、肖像画を江戸から平戸に運び、文化十三年七月一日に「右御画像、長村内蔵助殿江被成御渡、夫より御用人中江御引渡ニ相成、御讓道具御帳之内書入、御画像三重御櫓有之御讓道具入長持ニ取納之」とある。「御讓道具」は御用人によって三重櫓の「御讓道具入長持」で保管され、「御讓御道具御帳」で管理されたことが分かる。

この「御讓道具」は、清から熙への継承についても、他の御讓の道具類とは相違があった。それは「御讓物帳」（古文書類Ⅲ―9―28）のうち次に掲げる「灯台切御小サ刀」についての記載から確認できる。

【史料2】花房豊治等連署覚（古文書類Ⅲ―9―28所収）

覚

一灯台切御小サ刀 一腰

(中略)

右者、御家督御札之刻、御家御代々御讓御道具一同、御讓被進候儀二候得共、先今日此品計被進候、因而御一同御讓之節者、此御刀者御目錄計二而被進候事、

花房豊治

文化三丙寅年十一月廿四日 葉山野内

千浦庄七

(後略)

「灯台切御小サ刀」は本来、「御家督御札」の際に「御家御代々御讓御道具一同」に継承されるものであるが、この刀は今日(文化三年十一月二十四日)継承したので、他の「御家御代々御讓御道具一同」を継承の時は、この刀は目録のみとするところがある。「御家御代々御讓御道具」とは平戸城三重櫓で保管された「御讓道具」と考えられる。「灯台切御小サ刀」はそれらと一同に継承されるべき品であるが、何らかの理由で江戸にあったためか、単独で継承がおこなわれた。だが「御家御代々御讓御道具」は原則として「御家督御札」に際して一括で新藩主に継承されるものであったことが分かる。

以上から、「扣帳」に記される松浦家の「御讓道具」は、松浦清・熙の代には御用人の管理の下、平戸城三重櫓で保管され、家督相続と共に継承される象徴的な位置づけにあったことが確認できる。

一―二 「御讓道具」の分類と分析

次に、「扣帳」に収録される「御讓道具」がどのような由緒を持つ品々なのかを見ていきたい。それぞれの品目について、「扣帳」の記述のほか関係史料から、由縁がある当主別に、A隆信(道可)・鎮信

(法印)由縁、B定(肥州)・義(天叟)由縁、C隆信(宗陽)・鎮信(天祥)由縁、D清(静山)・熙由縁の四つに分類した。【表1】の「分類」欄にもA～Dを記入している。

Aは戦国期から江戸初期の平戸松浦家の当主である隆信(道可、一五二九～九九)とその子・鎮信(法印、一五四九～一六一四、初代藩主)由縁の品々で、次の十五件である。①両国御弓(隆信が豊臣秀次より拝領)、②山科御弓(鎮信が関ヶ原時の唐津城救援の礼として寺沢正成(広高)より受贈)、⑧大友御具足・⑨大友御腹巻(鎮信が大友義鎮(宗麟)より受贈)、⑩道可様鉄御軍団、⑪道可様御旗、⑫道可様御小旗、⑬法印様御甲、⑭法印様御鞍、⑯法印様鐘左衛門江被下船幟(鎮信が家臣に与えた船幟)、⑳道可様御笛(隆信が名護屋在陣中に豊臣秀吉の演能時に使用)、㉓牧溪鐘之絵(鎮信が朝鮮から帰国後、石清水八幡宮に奉納。隆信(宗陽、三代藩主)の時に松浦家に戻る)、㉕毛氈鞍覆之御内書(足利義輝→隆信あて)、㉖義隆興房(義直/仙岩)藤之御判物一卷(大内義隆→隆信、陶興房→松浦興信、有馬義直(義貞)・仙巖(晴純)→隆信、三淵藤之→隆信の書状四通。三淵藤之書状は㉗の添状)、㉘吨枳尼天御掛物(鎮信が朝鮮に持ち渡る「武運の神」。但し、このうち㉘と㉙は清と熙によって「御讓道具」に加えられたものである。㉚についての経緯は既述した。㉛は清が藩主となって初めて平戸に入部する際に、祖母である久昌院(八代藩主誠信室)より授かったもので、のちに清が熙に譲り、「平戸の宝庫」に納めたことが『甲子夜話三編』巻二十七に記される。

Bは南北朝期(十四世紀前半)と室町期(十五世紀中葉)の当主である定(肥州)と義(天叟)由縁の品々で、次の六件である。④錦御鎧直垂上下(定が後醍醐天皇より拝領)、⑤半被半切・⑥御腹当・⑦御膝鎧(義が足利義教より拝領)、⑧天叟様御判御掛物(義の花押の

No	品目	現存等	由緒・伝来	その他の典拠および関連資料等	分類
㉑	一御刀〈延寿国吉有銘但銘象眼入長式尺五寸分半折紙添〉一腰	不明	清（静山）由縁。湯島聖堂再建費上納の功績により1800年（寛政12）將軍家齊より拝領。	・甲子夜話69-23。 ・甲子夜話3篇11-7に極書と莖銘拓本、静山筆「賜刀記」。	D
㉒	一革包御刀箱〈金御紋附錠前有〉鍵添 「右御刀、先年静山様御拝領、…此度御譲御道具一同、三重御櫓江被指置候二付、御用人中御預ニ被成候段 熙公被 仰出」	不明	同年帰国に際して革包刀箱を作る。1838年（天保9）熙が「御譲御道具一同」に三重櫓へ。	・甲子夜話69-23「御刀は外函を造り〔青漆の韋皮を以て包み、家紋を金にて出せり〕、從卒に担がし、…昼夜に隨身して下りける」。	D
㉓	一道可様御笛 一管〈箱入〉	昭10.5売立-511?515?	隆信（道可）所用。名護屋在陣中、秀吉の演能に使用。	・什器429「道可笛図」。 ・家世修古図巻10「道可公笛 家藏」。 ・第45回好古会（明39.6）「横笛 十二代祖松浦道可遺物」。	A
㉔	一宗陽様御盃〈三合入〉 一〈箱入〉	什器35	隆信（宗陽）由縁。		C
㉕	一字治文琳御茶入 一	昭9売立-59 東博 TG-2196	鎮信（天祥）由縁。 片桐石州より入手。	・甲子夜話続21-14。 ・東博 TG-2196（松永安左エ門寄贈）。	C・D
㉖	一字治文琳盃 一〈箱入〉			・東博 TG-2196付属の朱四方盃。	C・D
㉗	一礮御花入 一〈箱入〉	昭9売立-318	不明		不明
㉘	一利休尺八切御花入 一〈箱入〉	昭6売立-162、 昭10.3売立-204	不明		不明
㉙	一柑子口かねの御花入 一〈箱入〉	不明	不明		不明
㉚	一白雲御茶入 一〈箱入〉	昭9売立-69	不明		不明
㉛	一慈光寺御茶碗〈白綾織服紗包〉一〈箱入〉	不明	不明		不明
㉜	一亀甲御釜〈作不知〉一〈箱入〉	不明	不明		不明
㉝	一牧溪鐘之絵御掛物〈横物〉一幅〈箱入〉	昭9売立-1?	鎮信（法印）由縁。	・古文書Ⅰ-1（ハ）4-35「敬孝述事原本 牧溪鐘之絵朝鮮覚書小沢私記」。	C
㉞	一牧溪出山釈迦絵御掛物〈豎物〉一幅〈箱入〉	昭9売立-4	不明		不明
㉟	一毛氈鞍覆之御内書 一通 「右道可様江從 義輝將軍御到来」	什器27 (27-2)	隆信（道可）由縁。 足利義輝発給。	・京大1951の松浦文書32号。 ・什器27「毛氈鞍覆之写及判物」のうち、27-1鞍覆写とは別箱。	A
㊱	一義隆興房〈義直／仙岩〉藤之御判物一卷 「右兩通一箱二入」	什器27 (27-3)	興信・隆信（道可）由縁。	・京大1951の松浦文書30号、26号、34号、33号。 ・現状も1巻。什器27-2と27-3は同箱、27-1と別箱。	A
㊲	一天叟様御判御掛物 一〈箱入〉	什器28-2	義（天叟）由縁。 平戸・普門寺（義開山）伝来。	・古文書Ⅶ-4-15「合綴」に写しあり。	B
㊳	一吨枳尼天御掛物〈豎物〉一幅〈箱入〉 「住吉内記広行折紙添〈箱入〉」	（什器347）	鎮信（法印）由縁。 清（静山）初入部の際、久昌院（誠信夫人）より授かる。清が熙に譲り、熙が「平戸の宝庫」へ。	・甲子夜話3篇27-2。 ・什器347は写し。但し住吉内記折紙（正本）を共に軸装する。	A・D
㊴	義教將軍御筆 一天叟様御画像〈讚甲州恵林寺前住聖応〉	什器28-1	義（天叟）由縁。 1814年（文化11）清（静山）が京都・普広院より入手。 1816年熙の指示で「御譲道具帳」に書入れ、三重櫓「御譲道具入長持」へ。	・什器29・30-1～3。 ・古文書Ⅶ-4-18「大將軍足利義教公画天叟公載赤烏帽子図」 ・古文書Ⅶ-4-15「合綴」に写しあり。	B・D

※「品目」には「御譲道具扣帳」記載の品目のほか、由緒・伝来等に関わる記述を記した。

※「現存等」には松浦史料博物館「什器類目録」の番号、あるいは松浦家蔵品売立目録掲載品にはその番号を、㉕㉖は東京国立博物館の列品番号を記した。

※「その他の典拠および関連資料等」の「家世修古図」は個人蔵、「感恩齋蔵書目録」・「敬孝述事原本」・「甲子夜話」・「什器」・「古文書」は松浦史料博物館蔵。「什器」・「古文書」の番号は同館目録番号。「第36回好古会（明34.11）」・「第45回好古会（明39.6）」は好古会への出陳歴（註7 松浦見祐「好古社と松浦詮」参照）。「京大1951」は京都大学文学部国史研究室編『平戸松浦家資料』。

※「分類」は松浦隆信（道可）・鎮信（法印）由縁の品をA、定（肥州）・義（天叟）由縁の品をB、隆信（宗陽）・鎮信（天祥）由縁の品をC、清（静山）・熙由縁の品をDとし、由緒等が不明なものは「不明」とした。

表1. 「御讓道具扣帳」(古文書類Ⅲ-9-25) 掲載品の由緒・伝来

No	品目	現存等	由緒・伝来	その他の典拠および関連資料等	分類
①	一両国御弓 一張(箱入)	什器26-1	隆信(道可)由縁。 豊臣秀次より拝領。 「平戸ニ宝蔵ス」(感恩齋蔵書目録)。	・家世修古図巻5「両国弓 家蔵」。 ・古文書Ⅸ-6-9-1「家蔵両国弓全図」、Ⅸ-6-9-2「家蔵両国弓明細図」、Ⅶ-3-105「両国弓記」。 ・感恩齋蔵書目録(古文書Ⅶ-1(イ)6) 「家伝両国弓全図」。	A
②	一山科御弓 一張(右同箱ニ入)	什器26-2	鎮信(法印)由縁。 関ヶ原時に唐津城救援の礼として寺沢正成より受贈。 「家蔵櫓伝器之中」(感恩齋蔵書目録)。	・家世修古図巻5「寺沢正成所贈法印公山科弓 家蔵」。 ・甲子夜話48-3。 ・古文書Ⅸ-6-8「家蔵山科弓図」、Ⅶ-3-105「山科弓記」。 ・感恩齋蔵書目録(古文書Ⅶ-1(イ)6) 「山科弓図」。	A
③	一御矢 一本(箱入)	不明	不明		不明
④	一錦御鍔直垂上下(箱入) 「肥州様従 後醍醐天皇御頂戴」	什器1	定(肥州)由縁。後醍醐天皇より拝領。	・家世修古図巻2「後醍醐帝所賜直垂 家蔵」。	B
⑤	一半被半切	什器32	義(天叟)由縁。 足利義教より拝領	・家世修古図巻2「足利義教公所賜半臂半切 家蔵」。 ・敬孝述事原本本校修松浦氏家譜画図伝(古文書Ⅰ-1(ハ)4-88)「普広院幕府所賜錦半袴図」。 ・1678年(延宝6)に写制作(什器32添書1・2)。	B
⑥	一御腹当 一具(箱入)	什器18		・家世修古図巻2「足利義教公所賜膝鎧 家蔵」。 ・敬孝述事原本本校修松浦氏家譜画図伝(古文書Ⅰ-1(ハ)4-88)「腹巻并膝鎧之図」。	B
⑦	一御膝鎧 一双 「右三品、天叟様従 義教將軍御拝領」	什器19		・膝鎧は元禄年間に修理(古文書Ⅰ-1(ロ)23-3「家世伝 卷之十四」本伝第十三)。	B
⑧	一大友御具足 一領(箱入) 「従以前 御代々御讓ニ相成居候」	什器20-1~4	鎮信(法印)由縁。 大友義鎮より受贈。 「御代々御讓」。	・家世修古図巻2「大友義鎮所贈法印公甲冑 家蔵」。	A
⑨	一大友御腹巻 一領 「右二品、法印様江従大友義鎮被贈之」	什器20-5~7		・家世修古図巻2「大友義鎮所贈法印公甲冑 家蔵」。	A
⑩	一道可様鉄御軍団 一柄(箱入)	個人蔵	隆信(道可)所用。	・家世修古図巻3「道可公鉄団扇 家蔵」。 ・第36回好古会(明34.11)「鉄団扇 松浦道可所用」。	A
⑪	一道可様御旗 一流	什器23-1	隆信(道可)所用。	・家世修古図巻4「道可公三星引両梶葉紋旗(付小旗) 家蔵」。	A
⑫	一道可様御小旗 一流	什器23-2	隆信(道可)所用。	・家世修古図巻4「道可公三星引両梶葉紋旗(付小旗) 家蔵」。	A
⑬	一法印様御甲 一頭(箱入)	什器560-1	鎮信(法印)所用。	・家世修古図巻3「法印公冑 家蔵」。 ・古文書Ⅸ-6-13「法印公御兜真写」(1835・天保6写)、「平戸御櫓有り/法印様御兜之真写」。 ・感恩齋蔵書目録(古文書Ⅶ-1(イ)6) 「法印公御兜之図」・「平戸櫓中之蔵」。	A
⑭	一法印様御鞍 一背(箱入)	不明	鎮信(法印)所用。	・家世修古図巻3「法印公鞍 家蔵」。	A
⑮	一宗陽様御具足 一領(箱入)	什器21-1~5	隆信(宗陽)所用。		C
⑯	一水滴御長刀(無銘樋付長壹尺六寸五分半/中心三尺四寸七分)一振(箱入)	不明	不明		不明
⑰	一燒(燈カ)台切左衛門四郎御脇差(無銘両樋付長壹尺五寸九分)一腰(箱入)	不明	不明		不明
⑱	一山桜御刀(無銘摺揚目釘穴三長貳尺三寸五歩余)一腰(箱入)	不明	不明		不明
⑲	一仁田御小脇指(無銘白鞘長七寸三分半)一腰(箱入)	不明	不明		不明
⑳	一法印様鎧左衛門江被下船幟 一(箱入)	什器24	隆信(道可)・鎮信(法印)由縁。 江戸で発見後、清(静山)・熙により「矢倉入」讓道具へ。	・家世修古図巻4「法印公賜鎧左衛門船幟 家蔵」。 ・什器24付属品の熙書付(史料2)。	A・D

大書)、³⁹天叟様御画像(義の肖像画、伝足利義教筆(実際は義教花押))。このうち³⁹は清と熙が「御譲道具」に加えたものである(後述)。

Cは江戸時代前期の平戸藩三代・四代藩主である隆信(宗陽、一五九一〜一六三七)と鎮信(天祥、一六二二〜一七〇三)由縁の品々で、次の四件である。¹⁵宗陽様御具足、²⁴宗陽様御盃、²⁵宇治文琳御茶入・²⁶宇治文琳盆(鎮信が片桐石州より入手)。このうち²⁵は、寛政六年(一七九四)に江戸屋敷の茶堂方古櫃から出てきた「古紙」によって、清が鎮信由縁の品であることを認識し、「御譲道具」に加えたもので、²⁶も一連の品である。

Dは九代・十代藩主である清と熙由縁の品で、既述したA〜Cの²⁰・²⁵・²⁶・³⁸・³⁹のほか、次の二件がある。²¹御刀(延寿国吉有銘但銘象眼入長式尺五寸分半折紙添)(清が將軍家より拝領)、²²革包御刀箱(金御紋附錠前有)(²¹の刀箱、清が新作)。

以上からはまず、清と熙が「御譲道具」の充実に大きな役割を果たしていることが窺える。清が徳川家斉から拝領したというDの²¹および関連の²²以外にも、A〜Cそれぞれにおいて、清と熙によって「御譲道具」に加えられた²⁰・²⁵・²⁶・³⁸・³⁹がみられた。また「扣帳」が作成や更新がなされた時期の文化十三年や天保九年は、清が隠居、熙が藩主であり、この時期に「御譲道具」に対して行き届いた管理がなされていたことを示している。先行研究でも指摘されてきた、清・熙の時期における松浦家の先祖認識の高まりやコレクションの充実は、「御譲道具」の分析からもその事実を指摘できる。

他方、「御譲道具」でもAとBに分類される品が大きな割合を占めることにも注目したい。それは清を遡る時期からA・Bの品々が松浦家で代々受け継がれてきたことを示している。⁸「一大友御具足 一領」は「右之通二而、従以前 御代々御譲二相成居候二付、其旨相心

得可申事」とあり、以前から「御代々御譲」の品であったという。松浦家の「御譲道具」は、清や熙によって充実や管理体制の整備が図られたことは大きな特徴ではあるが、清以前の時期に、どのように形成・継承されてきたのかという点を次にみていきたい。

二 「御譲道具」の形成

二一 松浦義(天叟) 由縁の品と松浦棟

【表1】のうち⁵半被半切は、松浦義が足利義教より拝領した品と伝わる。これに該当するのが松浦史料博物館所蔵「半被半切及写と添書」であり、錦の「半被半切」と、麻布製になるその写し、および型紙が伝来し、次のような添書二通が付属している。

【史料3】 滝川右京書状(什器類32添書1)
(端裏書)「延宝六年」

一筆致啓上候、

若殿様海上御安全、昨六日昼前大坂御着座被遊、明八日御発足之筈御座候、次各様可為御堅固と珍重之御事候、

一普光院御所より御拝領之はつひはん切、ぬのにて成共写候て、差上候様二と可申遣旨、御意御座候、左様御心得可被成候、恐惶謹言、

滝川右京

三月七日 修□(花押)

立石又八様

浦新八様

人々御中

【史料4】堀江友左衛門等連署書状案（什器類32添書2）

去月七日大坂より之貴札到来、致拝見候、

若殿様海上益御機嫌好御着座被遊候由被仰下、今度御参府之御礼首尾能被仰上候旨、御左右御座候而、旁以恐悦奉存候、次御□前様御堅固御勤可被成旨、珍重之御事ニ御座候、

一御讓はつひ半切、布にて成共写候て、指上候様と御意之旨被仰下、奉得其意候、則浅黄布にて写させ、今度近藤治部平・林清六被罷越候条、此便ニ指越申候、御請取可被指上候、

一色之儀ハ錦之儀にて御座候故、似せ申儀六ヶ敷事ニ御座候ニ付、浅黄布ニ仕候、

一尺も合せ申候、せきぬひノ糸黒ク候故、其通ニ仕候、はりめ数もミへ申候分ハ数合せ縫せ申候、はつひ半切共ニ御身は、ひた合せ申候、

一半切前之御身は、ニ、はき入申候、是ハ錦と布は、合不申候故、惣御身のは、にて合せ申候迄ニ候、併御本のはきのは、しるしを付進申候、

一半切御本御後は、ニハ、はき無御座候得共、此写ハ布にて御座候故、はき入申候、左様ニ御心得可被成候、猶追而可得貴意候、恐惶謹言、

堀江友左衛門

四月廿一日 立石又八

浦新八

瀧川右京様

貴報

【史料3】は「若殿様」に従って江戸参府途上の瀧川（滝川）右京

から、平戸の立石又八・浦新八に宛てた書状で、端裏書から延宝六年（一六七八）のものとして想定される。足利義教から拝領の「はつひはん切」について、布で写しを作成せよとの「御意」があり、そのように進めるよう伝えている。これに対する返信の案が【史料4】であり、写しの作成を承ったことに加えて、錦ではなく浅黄布を使うこと、「せきぬひ」の糸や針目の数、「はきのは、」など、具体的な仕様について伺いを立てている。

「若殿様」は元禄二年（一六八九）に五代藩主となる松浦棟（雄香、宗英、一六四六―一七一三）である。延宝六年時の藩主は鎮信（天祥）だが、写しを作成せよとの「御意」は棟の指示と考えられる。瀧川右京・立石又八・浦新八は天和二―三年（一六八二―八三）の「天祥院様御代分限帳」¹⁶に確認できる平戸藩士で、瀧川は「御老中」である。また後述する『敬孝述事』の「天叟公伝」中にも「延宝六年三月宗英公浪華の旅次に在て、瀧川右京をして平戸の立石又八・浦新八に与へ使るの書を得たり。曰く、義教公の賜ふ所の半切、須く布を以て其肖形を作り、以江都に上るべし。是に於、始て今蔵る所の半切は、即是嘗義教の賜ふ所の物なるを知ことを得たる也。」¹⁷とある。十七世紀後半に松浦棟の指示で、足利義教から拝領した松浦義由縁の「半被半切」の写しを作成していることに注目したい。

⑦御膝鎧も「半被半切」と同じく松浦義が足利義教から拝領したと伝わる品で、「膝鎧」として伝来している¹⁸。その付属品に次の史料がある。

【史料5】御膝鎧仕立様注文（什器類19付属品）

御膝鎧仕立様注文

一家表赤地之錦（但紫黄色白こん色之糸少ましる）

一家裏白ぬめ綸子

一 仕立様仮威のことく

一家付き之威様少おとし付ケ申通

一家付き之おめりかわ・ちからかわ・へりかわ、仮おとしのことく

一 紐ノ長サ六尺式寸

一 壹具之内、左之御膝鎧ニちからかわなし、なをりかわ・へりかわ、

かり威のことく

一家付之威糸三筋

一 ござる付之糸丸打卷筋

右糸二口合四筋指越申候、

一 ござる付之むすび様、かりおとしのことく、とんぼうむすび

メ

三月晦日 内野真左衛門

山田久助殿

これは膝鎧について修理あるいは写しの作成が検討された際に、その仕立の様様を書き付けたものと考えられる。【史料5】だけでは目的が修理か写しの作成かは分からない。だがこの膝鎧は「腹当」¹⁹とともに松平定信『集古十種』に収録されるもので、定信から平戸藩に腹当と膝鎧の由緒について問い合わせがあった。これに対して清(静山)が自ら書き送った定信宛の回答が伝わり、その中で清は「御腹巻者、御拝領之節之俣ニ而相伝、繕等相加候ものとハ不相見、殊之外古く御座候、御膝鎧之方者、元禄中ニ御修復御座候旨、御記録有之候而、塗并威等あたは敷御座候」と述べている。【史料5】の宛所の山田久助は「天祥院様御代分限帳」にも確認できる十七世紀後半から十八世紀前半頃の藩士であり、【史料5】は平戸藩がその頃に膝鎧の修理を施した際の仕立注文と考えられる。清は『敬考述事』「天叟公伝」にも

膝鎧について「宗英公の世、之を修繕せし者也。」と記している。²²

二二二 松浦棟と「伝器」

この半被半切および膝鎧と腹当に関連して、清による注目すべき記事がある。それは、松浦棟による歴代当主の伝記や新たに収集した諸資料を元に清が編集した松浦家の家譜と編纂資料からなる『敬考述事』や、それをさらに再編集・増補した『家世伝』に収まる松浦義の伝記「天叟公伝」に記されている。²³清の問題関心は「天叟公伝」の編纂資料となった諸書における「腹当」と「腹巻」、「膝鎧」と「脛楯」、「半被半切」と「錦の半袴」・「錦の半切」・「半臂」・「錦鎧直垂」など名称の混乱にあるのだが、その行論中に半被半切・腹当・膝鎧を載せた年代を異にする複数の「伝器簿」の存在について明らかにしている。やや長文だが、『敬考述事』の「伝器簿」に係る部分を次に掲げる。

【史料6】「敬考述事原本(第五函収)」校修松浦氏家譜 本伝 天叟公 下(古文書類I-1(ハ) 4-88)

(※原文は送りカナと返り点を付した漢文)

(前略)

若夫の義教の賜ふ所の腹巻、錦の半袴、及公の造る所の義教公の像、今尚之を伝て、府庫及普門寺の祠堂に在り。

〔攷〕腹巻は、清封を襲により来た、未だ嘗家蔵に義教公の賜ふ所の腹巻と称る者有を聞かず。頃元禄四年に作る所の伝器の簿を見るに、腹巻の目有り。因其物を見ざるに、匱蓋の上に、御腹巻と標書する者有り。(中略) 伝器の簿六本有。一は元禄四年辛未の簿、一は十六年癸未の簿、一は正徳三年癸巳の簿、一は享保十三年戊申の簿、一は宝暦四年甲戌の簿、一は年号を失す。蓋元禄の初め録る所。六本を併せて之を視るに、辛未の簿及失号簿最も古

し。而辛未の簿に目を挙て曰く、御腹卷老領匱に納。次に曰く、御膝鎧老同し匱に納む。失号簿には御腹卷老領と曰て、膝鎧を記せず。但々其下に、脛楯を具と小書す。是即膝鎧を謂ふ者にして、之を腹卷に附て、同匱に納たるを明す也。十六年の簿も亦腹卷膝鎧を記ること、辛未の簿に同ふして、腹卷の上へに片紙を貼り、之に腹当と書す。膝鎧は故の如し。正徳の簿は即腹当と書し、次に膝鎧と書す。其下の匱に納るの事を記るは、辛未の簿に同し。是乃十六年の簿の貼紙の題る所に倣て、改め書る者也。然とも膝鎧を記ること故の如し。是を以て之を見れば、腹当は乃辛未の簿の腹卷と称る所の者にして、他の謂に非る也。享保の簿は前に倣ひ一も異なる者無し。宝暦の簿も亦復之に踵で、唯新に之を作る己み。且夫失号簿に腹卷と称する者、十六年の簿に至て、腹当と改め題る所以んの者は、蓋其物腹当と制を同ふするの故を以て也。(中略) 夫の(半被半切について) 伝記の簿の記る所も亦各々異同有り。失号簿は其目を挙、錦の半切老と書し而、其下に半臂を具すと小書す。辛未の簿は錦の半切老と書し、次に錦の半臂老と書す。十六年の簿も亦、之を記ること辛未の簿に同し。而半切と記るの上に片紙を貼り、更に錦鎧直垂上下匱に納の八字を書す。其次半臂と記るの上も亦、白紙を貼りて之を掩ふ。正徳三年の簿に至ては、乃半切半臂の目を舍、貼紙の題る所に倣ひ、直ちに錦の鎧直垂上下匱に納むと書り。享保・宝暦二簿も亦、訛に踵で卒に其の二名を亡ふ。(後略)

これによると、清が襲封したところは足利義教下賜の家蔵「腹卷」は聞いたことが無かったが、最近、元禄四年(一六九一)作成の「伝器簿」を見たところ「腹卷」の項目があったとする。そして「伝器簿」

は、元禄四辛未簿、元禄十六癸未簿、正徳三癸巳簿(一七一三)、享保十三戊申簿(一七二八)、宝暦四甲戌簿(一七五四)、年代不明簿(元禄初め)の六つがあつて、元禄四年簿と年代不明簿が最も古いとし、それは各簿における腹当(腹卷)と膝鎧(脛楯)、および半被半切(錦の半切、錦の半臂、錦鎧直垂)の名称の比較(波線部)によつても示されている。

各「伝器簿」に他にどのような「伝器」が収録されていたのかは分からないが、六つの伝器簿の内容は重複があり、元禄初期から享保十三年までは十数年毎に「伝器」の改めと伝器簿の更新がおこなわれていたことが分かる。作成・更新の時期は、年代不明簿(元禄初め)が棟の襲封(元禄二年七月)頃に、元禄四年簿と元禄十六年簿が棟の藩主在任中(正徳三年二月)に作成されている。次の正徳三年簿は同年二月の六代篤信の襲封頃、享保十三年簿は七代有信の襲封(享保十二年正月)あるいは八代誠信の襲封(同十三年十一月)頃、宝暦四年簿は誠信の在任中(安永四年(一七七五)二月)の作成になる。棟、篤信、そして有信もしくは誠信の襲封頃の作成という点からは、藩主就任に家督継承に伴つて「伝器」の改めと伝器簿の更新がおこなわれたことを想定できる。享保十三年から宝暦四年まで二十六年の間が空くのは、藩主の交替がなかったためであろう。宝暦四年に伝器簿が更新された理由は分からない。清の襲封は安永四年で、宝暦四年から二十一年を隔てる。このころには襲封に伴う「伝器」の改めや伝器簿の更新は途絶えてしまつていたのであろう。だが清によつて伝器簿が見出され、それを元に松浦家の「御讓道具」は、既述したように再形成され充実されていった。

棟と伝器簿に話を戻すと、棟の在任期には襲封頃の時期を含めて伝器簿が三度作成されており、棟が「伝器」に対して強い関心をもつて

いたことが窺える。それは棟が半被半切の写し作成や膝鎧の修理など、「伝器」の紛失や朽損に備え、その保存や継承にも意を配したことも表れている²⁴。またこの頃には松浦家の系図編纂の動きもみられ、棟自身も系図や歴代当主の伝記の整理を手掛けている。最後にそれらの系図や伝記から、近世前々中期における松浦家がどのような先祖認識を持ち、「御譲道具」へとつながる「伝器」を形成させたのか確認したい。

三 元禄〜宝永期における松浦家の先祖認識

三一 松浦家の系図編纂

松浦家の系図類のうち、その成立が清（静山）よりも前の、十七〜十八世紀前半になるものとして、i 源朝臣松浦系図²⁵、ii 寛永諸家系図伝（草稿本）²⁶、iii 寛永諸家系図伝（献上本）²⁷、iv 松浦系図²⁸、v 松浦系図（続群書類従本）²⁹、vi 源氏松浦系図³⁰がある。

i は「慶長十八年（一六一三）八月十五日書之 浄賢（花押）」の奥書がある松浦一族の系図で、平戸松浦家は鎮信（法印）までを収め、隆信（道可）の「慶長四年卒去」を記す。

iii は寛永十八年（一六四一）に江戸幕府が編纂した大名・旗本約一四〇〇家の系譜集である。諸家から提出された系譜を元に編纂され、同二十年に完成した。特に国立公文書館本は幕府への献上本で、紅葉山文庫旧蔵品である。ii は iii の草稿本で、諸家から提出された内容により近いものといえる。

iv は「任」（棟）とその子「英」（数馬、篤信、貞享元年（一六八四）生）までを記した系図で、後欠する。内容は享保二年（一七一七）の記事まで確認できるが、鎮信（天祥）・任・英の三代は、それ以前の

隆信（宗陽）までの歴代の記述と墨色や年代の表記（元号か干支か）が異なり、また任は棟、英は数馬と改名後の名を書き加えることから、当初は隆信（宗陽）までが作られ、その後書き足されていた可能性が高い。隆信（宗陽）の記事は寛永十四年の卒で終えており、鎮信（天祥）についての記述内容からも、十七世紀中〜後期の成立と考えられる。

v は「任（壱岐守）」（棟）と「昌（織部）」の兄弟までを記した系図。末尾に「以諸家系図纂校合畢」とあることから、徳川光圀による『諸家系図纂』（元禄五年（一六九二）序）と時期をほぼ同じくするものと考えられる。歴代当主や伝記は iv と vi の両者あるいはどちらかに共通しており、両者の間に位置づけられる系図である。vi はこれらの系図等をもとに、さらに考察を加えて宝永六年（一七〇九）に松浦棟が作成した系図である³¹。

これら六件の系図において、二章で由縁の「御譲道具」が多かった A の隆信（道可）、鎮信（法印）と B の定（肥州）、義（天叟）の伝記を比較し、その要点を【表 2】にまとめた。

三一 二 義（天叟）と足利義教の関係

義（天叟）については、ii〜vi で足利義教下賜の腹巻・錦の半切・毛氈鞍覆、普門寺の創建と義教像の安置、南禅寺景南着賛の寿像について記しており、特に ii・iii から、これらが十七世紀中葉には既に由縁の品として松浦家や平戸の普門寺に伝来していたことが分かる。普門寺の足利義教像は【史料 6】に「公の造る所の義教公の像、今尚之を伝て：普門寺の祠堂に在り」とあるもので、宝永元年（一七〇四）に棟が修理を施している³²。南禅寺景南着賛の寿像は、「扣帳」にも載る【表 1】の³⁷天叟様御判御掛物であり、松浦史料博物館所蔵の

「天叟和尚判物」に該当すると考えられる。³³⁾

またiv～viに「義が出仕の時、好んで赤烏帽子を着す。義教自らその姿を描き下賜し、義は拝戴して南禅寺に寄進した」という記述がある。この赤烏帽子を着した義の像が【表1】の³⁹⁾天叟様御画像であり、松浦史料博物館に「天叟画像」（什器類28—1）として伝来している。直垂に赤い立烏帽子を着し、右向きに胡座した武将像で、上部に永享十年（一四三八）の賛と、右上に足利義教の花押がある。足利將軍家の周辺で描かれた十五世紀前半に遡る武士肖像画の優れた作例として特筆すべき存在で、渡邊雄二氏による詳しい紹介がある。³⁴⁾この肖像画は十七～十八世紀には松浦家に所蔵されておらず、清静山が京都・相国寺普広院（義教菩提寺）に所在することを知り、文化十一年（一八一四）に普広院から入手した。³⁵⁾つまりiv～viの作成段階では、現物は未確認であった。しかし、「義教自らその姿を描き」や、普広院ではなく南禅寺という誤認はあるものの、その存在を松浦家でも認識し、系図に書き記したことになる。その情報源は、iv～viにも記された「肥州の数寄の赤烏帽子」という諺にあったと考えられる。この諺は変わったものを好む喩えとして十七世紀の当時、人口に膾炙していた。³⁶⁾『塩尻拾遺』巻五には「義教將軍の時、松浦肥前守源義、御数寄ことに赤ぬりの烏帽子を著して参りしかば、將軍其貌を自図して賜ひし。義、難染（出家）の後、彼の像を南禅寺に納めしとかや。当時の諺に、スキニ赤エボシといひけるは、此肥前守が故事也とぞ。」³⁷⁾という説話も紹介されている。このほか、肖像画については不記載だが、iも義の赤烏帽子好みに言及している。iv～viの系図に赤烏帽子と肖像画にまつわる説話を盛り込む上で、近世初頭の系図が赤烏帽子についてわずかも触れていることの影響は、小さくないと考える。

義は足利義教と深い関係を築いた当主で、その関係は十七世紀中葉

の松浦家でも認識されて系図に詳しく記された。さらに赤烏帽子と肖像画にまつわる説話も系図に記されるようになり、両者の縁は強調されていく。それと時期を同じくして、二章でみたように、両者の深い関係の証とされた品々は松浦家で代々継承していくべき「伝器」と位置づけられ、棟によって朽損や紛失に備えて写しの作成や修理が施された。

三一三 定（肥州）と南朝の関係

定（肥州）は、鎌倉期に松浦地域各地に割拠した松浦一族のうち、「峯」氏を称して平戸を本拠とした一族（後の平戸松浦家）である。鎌倉期の峯氏歴代でも、同時代史料が豊富に残るのが峯「貞」であり、峯貞は南北朝から「松浦肥前守定」を名乗った。定は鎌倉幕府倒幕に加わり、その後も畿内・関東で活動する。建武三年（一三三六）に南朝方として九州に戻るが、康永二年（一三四三）に北朝（足利）方に属した。³⁸⁾

このように現在では同時代史料から足跡を追える定だが、【表2】のiiでは「定 松浦肥前守」、iiiは「定 肥前守」、ivは「負 松浦」、vは「貞 松浦」とあるのみで、詳細はまったく知られていない。一方でiでは「貞 平戸肥前守 号松浦鬼八郎」「元弘合戦二宮方抽戦功」とあり、viでは「鬼八郎 肥前守、時人称鬼肥州」「新田・足利挑戦之時、専帰義心于 南帝、於平戸以其靈社号某大明神」と記載される。viに記されるような定の伝記は、実はii～vにおいては、定（貞）から五～六代子孫にあたる「是興」の伝として記載される。だが棟は、iにおける「松浦鬼八郎」や「宮方抽戦功」の記載、および小値賀島に残る「牛の塔」の「建武元年（一二三四）」「肥前守源定」銘や、『太平記』巻第二十一「先帝崩御事」に登場する「松浦鬼八郎」を根拠と

隆信（道可）	鎮信（法印）
<ul style="list-style-type: none"> ・同（松浦）肥前守。法名道可。 ・慶長四年卒去。 	<ul style="list-style-type: none"> ・同（松浦）肥前守。
<ul style="list-style-type: none"> ・天正14年波多氏・大村氏との争いに勝利。<u>「此外与隣国之兵数戦数勝、近境悉伏其威。」</u> ・天正15年豊臣秀吉の九州平定と同17年天草国人一揆の鎮圧における武功。秀吉への忠義「<u>道可父子、終不変貞節之操、固守忠義之志</u>」。秀吉の「御朱印」・「御書」あり。 	<ul style="list-style-type: none"> ・朝鮮で多くの武功。秀吉から「御書数十通、及小袖・道服・帷子等類被送」。 ・朝鮮で小西行長の危機を救う。 ・石田三成挙兵の際、一貫して徳川方に与し、家康から感状。「一途願 家康公御一味之志。依之於 御当家抽忠節之旨御感之余、同年九月被成下 御教書」。
<ul style="list-style-type: none"> ・天正14年波多氏・大村氏との争いに勝利。<u>「このほか隣国の兵と屢々戦い、近境こと／＼くその威に伏す。」</u> ・天正15年豊臣秀吉の九州平定、同17年天草国人一揆の鎮圧における武功。秀吉への忠義「<u>隆信父子ついに貞節のみさほをへんぜす、忠義のこゝろさしをかたくまもる</u>」。秀吉の「御朱印」・「御書」あり。 	<ul style="list-style-type: none"> ・朝鮮で多くの武功。秀吉から「御書数十通、及小袖・羽織・帷子等の類送たまはり」。 ・朝鮮で小西行長の危機を救う。 ・石田三成挙兵の際、一貫して徳川方に与し、家康から感状。「一途に東照大権現御一味之志をあらはす。是によりて御当家にをひて忠節をぬきんづるむね御感のあまり、同年九月に御教書を下さる」。
<ul style="list-style-type: none"> ・天正14年波多氏・大村氏との争いに勝利。<u>壱岐も勢力下に収め、近世の平戸藩と松浦家の基礎を確立。「日高氏以壱州帰之。近境伏其威、松浦家到是殆興。」</u> ・天正15年豊臣秀吉の九州平定、同17年天草国人一揆の鎮圧における武功。秀吉の「御教書」あり。 	<ul style="list-style-type: none"> ・朝鮮で多くの武功。秀吉から「賜時服并御教書数」。 ・朝鮮で小西行長の危機を救うも、<u>「秀吉公詳不知法印之功。帰陣以後、弥小西有隙」</u>。 ・重臣の追放など領内におけるキリスト教禁教の徹底。<u>「後及幕下此令而、子孫正悦 法印先見之明」</u>。 ・石田三成挙兵の際、一貫して徳川方に与し、家康から感状。「専願 東照君一味志、故賜御書」。 ・<u>「天正慶長際 隆信・鎮信不属他家之麾下而達一分之忠功云々」</u>。
<ul style="list-style-type: none"> ・天正14年波多氏・大村氏との争いに勝利。<u>壱岐も勢力下に収め、近世の平戸藩と松浦家の基礎を確立。「日高氏以壱州皈之。近境伏其威、松浦家到是始興。」</u> ・天正15年豊臣秀吉の九州平定、同17年天草国人一揆の鎮圧における武功。秀吉の「御教書」あり。 	<ul style="list-style-type: none"> ・朝鮮で数多くの武功。秀吉から「賜時服并御書数」。 ・朝鮮で小西行長の危機を救うも、<u>「秀吉公未詳知法印之功。帰陣以後、弥与小西有隙」</u>。 ・重臣の追放など領内におけるキリスト教禁教の徹底。<u>「後及幕下出此令而。子孫正悦法印先見之明」</u>。 ・<u>「天正慶長際 隆信・鎮信不属他家。而有一分之忠功」</u>。 ・石田三成挙兵の際、一貫して徳川方に与し、家康から感状。「専願東照君一味之志。故賜御感書」。
<ul style="list-style-type: none"> ・天正14年波多氏・大村氏との争いに勝利。<u>壱岐も勢力下に収め、近世の平戸藩と松浦家の基礎を確立。「日高氏以壱州帰之。近境伏其威、松浦家到是累興。」</u> ・天正15年豊臣秀吉の九州平定、同17年天草国人一揆の鎮圧における武功。秀吉の「御教書」あり。 	<ul style="list-style-type: none"> ・朝鮮で数多くの武功。秀吉から「賜時服并御書数」。 ・朝鮮で小西行長の危機を救うも、<u>「秀吉公不詳知法印之功。帰陣以後、弥与小西有隙」</u>。 ・重臣の追放など領内におけるキリスト教禁教の徹底。<u>「後及 幕下出此令而、子孫甚喜法印先見之明」</u>。 ・<u>「天正慶長際、隆信・鎮信不属他家、而有一家之忠功」</u>。 ・石田三成挙兵の際、一貫して徳川方に与し、家康から感状。「専願 東照君一味之志。故賜御感書」。

表2. 諸系図における定（肥州）・義（天叟）・隆信（道可）・鎮信（法印）の伝記

	定（肥州）	義（天叟）
i 源朝臣松浦系図 1613年成立 1702年発見？	<ul style="list-style-type: none"> ・貞。平戸肥前守。 ・松浦鬼八郎と号す。 ・元弘合戦で宮方に戦功。 	<ul style="list-style-type: none"> ・同（松浦）肥前守。法名義公。 ・義教將軍に仕え、上洛。<u>赤烏帽子を好む。</u> ・嘉吉2年出家、天叟入道と号す。
ii 寛永諸家系図伝 （草稿本） 1641～43年頃成立	<ul style="list-style-type: none"> ・松浦肥前守。 	<ul style="list-style-type: none"> ・足利義教より腹巻・錦の半切・毛氈鞍覆等を賜る。腹巻・半切現存す。 ・義教の訃報を聞き上洛。剃髪して天叟義公と号し、平戸に普門寺を創建し、義教像を安置す。 ・天叟寿像あり。南禅寺景南和尚着賛。
iii 寛永諸家系図伝 （献上本） 1643年成立	<ul style="list-style-type: none"> ・肥前守。 	<ul style="list-style-type: none"> ・足利義教より腹巻・錦の半切・毛氈鞍覆等を賜る。腹巻・半切現存す。 ・義教の訃報を聞き上洛。剃髪して天叟義公と号し、平戸の是興寺に住す。新たに普門寺を創建し、義教像を安置す。 ・天叟の寿像あり。南禅寺景南和尚是を賛す。
iv 松浦系図 17世紀中～後期成立	<ul style="list-style-type: none"> ・負（貞の誤字）。松浦。 	<ul style="list-style-type: none"> ・足利義教より腹巻・錦の半切・毛氈鞍覆等を賜る。腹巻・半切現存す。 ・嘉吉元年8月、6月24日の義教の訃報を聞き上洛。剃髪して天叟と号し、平戸に普門寺を創建し、義教像を安置す。 ・出仕の時、<u>好んで赤烏帽子を着す。故に義教自らその貌を描き、下賜す。義は拝戴して南禅寺に寄進する</u>という。諺に言う肥州の数寄の赤烏帽子とはこのこと。 ・享徳甲戌仲秋、前南禅寺景南が寿像賛を着す。
v 『群書類従』 松浦系図 1692年頃成立カ	<ul style="list-style-type: none"> ・貞。松浦。 	<ul style="list-style-type: none"> ・足利義教より腹巻・錦の半切・毛氈鞍覆等を賜る。腹巻・上半切今猶存。 ・嘉吉元年8月、6月24日の義教の訃報を聞き上洛。剃髪して天叟と号し、平戸に普門寺を創建し、義教像を安置す。尊像今在。 ・出仕の時、<u>好んで赤烏帽子を着す。故に義教自らその貌を描き、下賜す。義は拝戴して南禅寺に寄進する</u>という。諺に言う肥州の数寄の赤烏帽子とはこのこと。 ・享徳甲戌仲秋、前南禅寺景南が寿像賛を着す。
vi 源氏松浦系図 1709年成立 松浦棟編	<ul style="list-style-type: none"> ・鬼八郎。肥前守。 ・時人鬼肥州と称す。 ・新田・足利挑戦の時、専帰義心于南帝。 ・於平戸以其靈社号某大明神。 	<ul style="list-style-type: none"> ・足利義教より腹巻・錦の半切・毛氈鞍覆等を賜る。 ・嘉吉元年8月、6月24日の義教の訃報を聞き上洛。剃髪して天叟と号し、平戸に普門寺を創建し、義教像を安置す。 ・出仕の時、<u>好んで赤烏帽子を着す。故に義教自らその姿を描き、下賜す。義は拝戴して南禅寺に寄進する</u>という。諺に言う肥州の数寄の赤烏帽子とはこのこと。 ・享徳甲戌仲秋、前南禅寺景南が寿像賛を着す。

して、「旧本誤而此文在是興之下」とし、これらの伝記を定のものと
してviに記した。

なお【表1】には、定が後醍醐天皇から拝領したとの伝承を持つ④
錦御鎧直垂上下が記載されるが、i～viには錦御鎧直垂上下について
言及が無い。『敬孝述事』にも記載が無いが、『家世伝』では定の伝記
「肥州公伝」に、後醍醐天皇下賜の錦の直垂について次のような清(静
山)による註がある。

3) 【史料7】「家世伝 卷之九」本伝第八(古文書類I—1(口) 23—
3)
(※原文は送りカナと返り点を付した漢文)

(前略)

致按するに、錦の直垂を賜、諸書明文無。然とも此の物伝て
今に至、以吾か家の什宝と為。且

後醍醐天皇の賜所と云ふ時は、則其の 帝の恩施に出る者疑無。
而当時吾か家 帝の恩賚を蒙ることを得べく者、公を除の外は、
更に其の人無し。故に之を公に係て、以修す。(後略)

定が後醍醐天皇から錦の直垂を下賜されたことは諸書に記載はない
が、錦の直垂は「吾か家の什宝」として伝わっており、当時の松浦家
で後醍醐帝の恩賚を受けるとすれば、定の他にはおらず、このため定
が拝領したものと判断されてきたという。清がその由緒に対して若干
の疑いを持つていた様子が窺える。また清は松平定信に、本品のこと
と思われる「御ひたたれ」の鑑定を依頼しており、定信からの返書が
現存する。定信は「御伝来之通りと奉存候」と返しているが、清はど
う受け取ったのであろうか。

④錦御鎧直垂上下に該当する品は「後醍醐天皇直垂」として伝来し

ている⁽⁴³⁾。実物を調査したところ、南北朝期に遡る品ではなく、十六
十七世紀の制作と考えられるという⁽⁴⁴⁾。「後醍醐天皇直垂」は、その制
作や松浦家に入った経緯は明確ではなく、棟が作成したviによって定
と南朝との縁が松浦家において公式に認識されて以降、清が藩主とな
る安永四年(一七七五)より前に、定を南朝に忠義を尽くした祖先と
して顕彰していく中で、由緒が創作された可能性も考えられよう。

三―四 隆信(道可)・鎮信(法印)の位置づけ

隆信(道可)は天文十二年(一五四三)に家督を継承した。中国・
明を追われ平戸に逃れてきた中国人倭寇のリーダー、王直を保護して
貿易を振興し、同十九年にポルトガル船が来航すると、ポルトガルと
の貿易も推奨して、対外貿易の拠点として平戸が発展する素地を築く。
また大内氏や大友氏の影響下において平戸周辺を治めた地域領主から、
佐世保や壱岐にも勢力を拡大し、戦国大名へと成長した当主として評
価される⁽⁴⁵⁾。

隆信については【表2】のii～viでも、天正十四年(一五八六)に
波多氏・大村氏との争いに勝利したことを中心に、「近境悉く其の威
に伏す」というような事績がまず語られる。それに加えてiv～viでは、
日高氏の従属により壱岐も勢力下に収めたこと、さらには「松浦家、
是に到りて累なり興る」という記述が新たに現われる。松浦家による
壱岐支配の淵源を明記することは、近世平戸藩の領域支配の正当性を
意識したものと見える。また「松浦家、是に到りて累なり興る」の文
言は、十七世紀後半の松浦家において隆信が、平戸藩主としての松浦
家の基礎を築いた「藩祖」として位置づけられたことを示しているよう。
このほかii～viにおいては、豊臣政権による天正十五年の九州平定戦
や、同十七年の天草国人一揆の鎮圧における隆信・鎮信父子の武功が

語られる。特に ii・iii では豊臣秀吉への「忠義の志」と、それに対して相応の恩賞を加えるという秀吉の「御書」について強調した記述であったものが、iv～vi では九州平定戦と天草国人一揆の鎮圧における武功・軍忠について記すのみになっていることも、徳川幕府を意識した変化と考えられ注目される。

鎮信（法印）は、父の隆信とともに戦国大名化を成し遂げ、豊臣政権下でも所領安堵を受けて大名として承認された。文禄・慶長の役に参陣し、小西行長とともに朝鮮各地を転戦している。関ヶ原の戦いの際には徳川方に味方し、戦後は家康から所領を安堵されて、徳川幕府の下で近世大名として存続した。また朱印船貿易に進出し、オランダ・イギリスとの貿易も開始して平戸に両国の商館が設置されるなど、鎖国の成立前夜の平戸を貿易拠点として繁栄させた。⁽⁴⁶⁾

【表2】の ii～vi では、鎮信が朝鮮で多くの武功を上げ、秀吉から「御書」や時服を下賜されたことが記される。【表2】では多くを省略しているが、ii～vi の原文ではかなりの紙幅を割いて数々の武功を書き連ねている。但し、朝鮮における鎮信の武功を秀吉が詳しく知らず、日本に帰国後、鎮信と小西との間に確執があったとの記述は、iv～vi のみに確認できる。また徳川幕府との関係では、石田三成の挙兵から関ヶ原の戦いにかけての動静の中で、鎮信が一貫して徳川方と与し、家康から感状を賜ったことが ii～vi に記される。一方でキリスト教信者であった有力家臣の「追放」⁽⁴⁷⁾ など領内における禁教の徹底と、それが幕府の禁教令に先んじた施策であったことは鎮信の「先見之明」であり子孫の喜悅するものとする記述は iv～vi のみに見える。さらには、天正・慶長期に隆信・鎮信が他家に從属することなく、大名として忠功を遂げたという記述も iv～vi で現れている。

隆信（道可）と鎮信（法印）は、戦国大名となり、平戸藩主となつ

た松浦家の地歩を築いた当主として、その武功や豊臣・徳川政権への忠義、両政権からの承認の事績が系図に記された。特に iv～vi では、近世平戸藩の領域支配を正当化する壱岐支配の淵源を明記し、平戸藩主松浦家が「是に到りて累なり興」り、天正・慶長期にも「他家に属さず」、「一分の忠功」を果たしたことが強調された。ここには、近世大名としての自負、自己認識の強まりが認められる。【表1】においてAに分類された隆信・鎮信由縁の「御讓道具」は、このような平戸藩主としての松浦家の由緒を物語る品として重要視され伝えられてきたと考えられる。「扣帳」に「従以前 御代々御讓二相成居候」と記された「大友御具足」⁽⁴⁸⁾（【表1】の⑧）はまさにそのような品であった。

おわりに

本稿では、松浦史料博物館に伝わる「御讓道具扣帳」とそこに掲載される実物資料や関係資料から、松浦清（静山）・熙の時期における松浦家の「御讓道具」が平戸城三重櫓で保管され、家督相続と共に継承される特別な存在であったことを確認した。また松浦家の歴代当主との所伝や由縁を分類・整理し、清と熙が「御讓道具」の充実に大きな役割を果たしたこと、その一方で「御讓道具」には清を遡る時期から松浦家で代々受け継がれてきたものが含まれることを指摘した。さらに「御讓道具」の中には十七世紀後半に五代藩主松浦棟の指示で修理や写しが作成されたものが存在すること、松浦家にはかつて、家の「伝器」を記載した「伝器簿」が、元禄初期から宝暦四年（一七五四）分まで六本存在し、特に元禄期の三本は棟の在任期に作成されており、棟が「伝器」に強い関心を持っていたことを明らかにした。「伝器」の改めと「伝器簿」の更新は、主に藩主の代替わり時におこなわれた

ようだが、清の襲封（安永四年・一七七五）のころにはその更新は途絶えていた。だが清によって「伝器簿」が見出されたことで、それを元に松浦家の「御譲道具」として再形成され充実されていったと考えられる。「御譲道具」が家督相続時に継承されたことと「伝器」の改めが藩主の代替わり時におこなわれたことの共通性も指摘しておきたい。

以上から、松浦家の「御譲道具」の形成は、十七世紀末～十八世紀初頭の元禄期における「伝器」の形成に遡るといえよう。そこには、修理や写しを作成することで先祖由縁の品の保存と継承を図り、「伝器簿」による安定的な管理体制を作った松浦棟の果たした役割が大きい。元禄～宝永期には新たに発見や作成された松浦家の系図が複数確認され、一つのブームになっているが、棟自身も新たな系図を編纂、自作した。そこでは義（天叟）と足利義教や、定（肥州）と南朝との縁についての伝記、平戸藩祖としての隆信（道可）・鎮信（法印）の功績がより手厚く、強調された。そのような先祖認識の高まりと「伝器」の形成や維持は、本稿で述べてきたように密接に関係していた。

『寛永諸家系図伝』や『貞享書上』⁴⁸など大名家にも資料の提出を求めた十七世紀の徳川幕府による系図編纂や修史事業の影響から、弘前藩や秋田藩、彦根藩では十七世紀後半から十八世紀にかけて歴史認識の形成や系図・家譜作成の動きがあったことが指摘されている。⁴⁹また直接的な影響関係は不明だが、対馬藩では貞享二年（一六八五）から翌年にかけて『宗氏家譜』が編纂され、⁵⁰同時期に「八郡寺社記」や『対馬州神社誌』の編纂、対馬島内に残る宗家歴代当主の「御判物」の調査と写しの作成もおこなわれた。⁵¹福岡藩では寛文十一年（一六七二）に『黒田家譜』の編纂が始まり、延宝六年（一六七八）に完成後も宝永元年（一七〇四）まで改稿が重ねられている。⁵²さらにこれと並行して、

黒田家が筑前一帯を領有する要因となった黒田如水・長政親子の活躍を子孫に伝える品々を「重宝」として位置づけたことは注目される。⁵³これらの動向は、幕府の事業や藩相互の影響、それぞれの藩における家臣団や領内寺社の統制・序列化、領内把握などの支配体制の整備構築や再編に係る課題解決が相俟って企画・実行されたものと考えられる。それに伴って各藩においては近世大名としての自己認識や領域認識、先祖認識の醸成や強まりがみられ、編纂された系図や家譜にその思想が反映された。

平戸藩では五代藩主棟の在任中、元禄～宝永期の系図において近世大名としての自己認識の強調が認められるようになり、棟自身が自作した系図に記されることで松浦家公認の歴史認識となっていた。併せて棟は、そのような歴史の「証」である先祖由縁の品を「伝器」として管理し、修理や写しを作成してその保存と継承を図った。棟は元禄二年（一六八九）に徳川綱吉の奥詰となり、同四～七年には幕府の奏者番および寺社奉行を務めている。幕府中枢との太い繋がりを持ち、同十七年には平戸城再築の許可を得ることに成功した。また棟が開基となった菩提寺である雄香寺は、棟以降、熙を除く歴代藩主の菩提所になっており、棟が清（静山）や熙とともに歴代でも特徴的な藩主の一人であったことが窺える。自ら実施した系図の再編や「伝器」の形成・保存に窺える先祖認識は、松浦家の地位・家格上昇への意識も関係したのかもしれない。そのことについてや、藩政の動向との関わりについては、ここで実証的に論じる準備はできておらず、今後の課題としたい。

註

（1）松田清『洋学の書誌的研究』臨川書店、一九九八年。岩崎義則「幕末平

戸藩における隠居の表助成について―松浦熙「亀岡随筆」の分析より―』『史淵』一四五号、二〇〇八年。岩崎義則「松浦家の先祖認識について―特に松浦熙の場合―」『松浦党研究』三四号、二〇一一年。岩崎義則「安政五年平戸城「年中祭式帳」について―隠居大名が創出した城中祭祀素描―」『史淵』一五二号、二〇一五年。吉村雅美『近世日本の対外関係と地域意識』清文堂出版、二〇一二年。松浦晃佑「収蔵庫分類の観点から考える松浦家コレクション―熙の分類の意義―」『松浦党研究』四六号、二〇二三年。

(2) 千葉一大氏は、近世大名家で編纂された歴史書や系譜類について、それが「いかなる動機と観点から書かれたか」という編纂者の意志や主張に注目することで、大名家の「由緒、系譜認識、自己認識」の形成過程を見出すことが可能とする(千葉一大「北奥大名津軽家の自己認識形成」『歴史評論』七四五号、二〇一三年)。山崎一郎氏は、十六世紀前半の萩藩における戦国軍記の編纂に注目し、それが「歴史を後世に伝えようとする強い意図で作成された「記録」であり、「作者の性格、作成の経緯と意図、内容の特徴、生み出された社会的背景を検討し」、その機能や目的の意味を考える必要を説く(山崎一郎「萩藩前期における戦国軍記編纂」『史学研究』三一九号、二〇二四年)。

(3) 財団法人松浦史料博物館編、一九七一年。以下本稿で『古文書目録』と記す場合は、本目録を指す。

(4) 以下、松浦史料博物館所蔵の古文書類の番号と名称は『古文書目録』に拠る。なお「御讓道具扣帳」は同目録では「御讓道具控帳」と記されるが、本稿では史料外題の「御讓道具扣帳」を名称に用いる。

(5) 「御讓物帳」は文化三年(一八〇六)六月五日付から同四年十一月四日付までの二十八通と、筆を異にする文化十四年六月二十七日付の一通の証文写が収まる。「本所御出之節、御直ニ御讓被進」(文化三年六月二十六日付証文)のような「本所」「御出」の頭注が付く品が複数みられ、また八代藩

主誠信御讓の隆信(道可)肖像(文化三年九月五日付証文)には「元来五幅対、残四幅平戸ニ有之候」とあることから、「御讓物帳」掲載の品々は江戸・本所の下屋敷にあり、文化三年六月以降に順次、清の判断で熙に譲り渡されたものと分かる。「御讓御道具御証文 写」は文化三年六月五日付から同七年七月七日付までの証文写を収めた上巻と、文化八年正月十七日付から文政元年(一八一八)九月二十二日付までの証文写を収めた下巻の二冊。「御讓物帳」と重複がある。「御讓御道具帳」(古文書類Ⅲ―9―30)は前記二件に所収の御讓道具を、讓渡日別に列記した目録。文化三年六月五日から文政元年九月六日讓渡分までを収める。「御讓御道具帳」(古文書類Ⅲ―9―32)も讓渡日別の、特に御膳方関係の目録。文化四年三月二十日から文政元年九月二十二日讓渡分まで、前記三件と重複する。「御讓御道具御証文 写」は天保七年(一八三六)十二月十九日付から同八年四月二十二日付までの御讓証文四通の写し。

(6) 清が隠居し、熙が家督を相続したのは文化三年十一月である。

(7) 松浦晃佑「好古社と松浦詮」『東風西声 九州国立博物館紀要』一九号、二〇二四年。

(8) 松浦史料博物館所蔵、什器類24。麻布製の船幟。墨で松浦家の三星二引両梶葉紋をあしらい、「用船」の文字と「松浦肥前守 源宗信(花押)」の署判、「呉才／鐘左衛門□」の名を記す。松浦鎮信(法印、宗信)が家臣の呉才鐘左衛門に与えたもの伝わる。以下、松浦史料博物館所蔵の什器類の番号と名称は『什器類目録』(財団法人松浦史料博物館編、一九六三年)に拠る。

(9) 什器類23―1・23―2。いずれも麻布製の船幟。23―1は墨で三星二引両梶葉紋を描く。松浦史料博物館のウェブサイトでその名称は「松浦家紋入古旗」。23―2は墨で瓶子三星紋を描く。縦法量が三五・二センチと小さい。

- (10) 松浦史料博物館所蔵、什器類29。袋綴装の豎冊。外題「天叟様御画像御手二人候留」。奥書「文化十三年（丙子）年十月 岡衛兵衛記之」。
- (11) 中村幸彦・中野三敏校訂『甲子夜話三篇』二（東洋文庫四一五）、平凡社、一九七九年、二八五～二八六頁。
- (12) 『甲子夜話続編』巻二十一（中村幸彦・中野三敏校訂『甲子夜話続編』二（東洋文庫三六四）、平凡社、一九七九年、一二三～一二七頁）、および東京国立博物館に現存する宇治文琳（列品番号TG-2196）の付属品書付類にその経緯が記される。特に書付類のうち「古紙」の旧包紙には、清が自筆で経緯を記し、「平戸讓道具」と認めている。松浦晃佑「近世大名家資料の再定義・利用・継承の構造―松浦家資料をめぐる松浦清と熙の思想―」『MUSEUM 東京国立博物館研究誌』七一四号、二〇二五年。
- (13) 註1。
- (14) 松浦鎮信（法印、初代藩主）が大友義鎮から贈られた甲冑。松浦史料博物館所蔵の重要文化財「紺糸威肩白赤胴丸」。『什器類目録』では「大友の具足、甲」（什器類20―1）等にあたる。
- (15) 什器類32。筆者とともに実物を調査した桑原有寿子氏（九州国立博物館）より、錦の「半被半切」について、制作年代は鎌倉期に遡る可能性があるが、足利義教から拝領したとする所伝に違和感はないとのご教示をいただいた。
- (16) 『長崎県史 史料編第二』長崎県、一九六四年。
- (17) 「敬孝述事原本（第五函収）」の「校修松浦氏家譜」三冊（松浦史料博物館所蔵、古文書類I―1（ハ）4―88）のうち「本伝 天叟公 下」の「足利」義教所錫腹当・錦半袴」等に関する清（静山）による考察箇所。原文は送りカナと返り点を付した漢文。『家世伝』（松浦史料博物館所蔵、古文書類I―1（ロ）23―3の「家世伝 卷之十四」（「本伝第十三」「天叟公伝下」）にもほぼ同文の記述がある。
- (18) 松浦史料博物館所蔵、什器類19。同じく同館所蔵の「腹当」（什器類18）と併せて、筆者とともに実物を調査した桑原有寿子氏と望月規史氏（九州国立博物館）より、足利義教からの拝領という年代観や品質に違和感はないとのご教示をいただいた。なお「腹当」は【表1】の⑥御腹当にあたる。
- (19) 註18「腹当」。
- (20) 『集古十種』兵器類 甲冑卷之一「松浦家蔵膝鎧図（足利義教公所賜）」。「同蔵腹当図（同）」。
- (21) 『大日本史料』八編三冊、五二七頁「無題記」。なお清の回答中に修理についての「御記録有之」とあるが、その記録は確認できない。
- (22) 註17。
- (23) 清は天明四年（一七八四）に修史館「緝熙齋」を設置して家譜編纂を開始する（松田清「松浦静山と平戸商館時代」、稲賀繁美編『異文化へのあこがれ―国際海洋都市 平戸とマカオを舞台に―在外資料が変える日本研究―」、人間文化研究機構ネットワーク型基幹研究プロジェクト「日本関連在外資料調査研究・活用事業」プロジェクト間連携による研究成果活用推進会議・二〇一九年度事業報告論集、二〇二〇年）。『敬孝述事』は概ね寛政三～九年（一七九一～九七）頃にかけて編纂作業がなされたことが稿本（古文書類I―1（ハ）4―78～4―81）や、原本（古文書類I―1（ハ）4―78上冊）に残る清による書き込み「寛政九丁巳正月廿七日記 清」などから想定される。歴代当主と一族の伝記（家譜）のほか、編纂の材料となった古文書や資料も含んで構成される。『家世伝』は『敬孝述事』と内容や詳細な文章の重複もあるが（古文書類I―1（ロ）23―1～23―8）、基本的には歴代当主と一族の伝記からなる家譜である。清による再編集と熙による校訂を経て成るが、棟の百年忌となる文化九年（一八一二）には校訂を終えておらず（古文書類I―1（ロ）6「家世伝目録並告文」、文政八年（一八二五）に完成したようである（『古文書目録』）。

- (24) 【史料6】の後略部分には、松浦義が平戸・普門寺に安置した足利義教像について「又像の坐下に、数字を鐫る。曰く宝永元年甲申の六月宗英公之を修装すと。」とあり、棟が宝永元年（二七〇四）に修理を施したことも知られる。
- (25) 松浦史料博物館所蔵、古文書類Ⅰ—1（イ）4「源氏松浦系図並渡辺系図（写）」。「古文書目録」には「従神崎出 大目付預之内」とあるが詳細は不明。
- (26) 国立公文書館所蔵、請求番号 特076—0001。
- (27) 国立公文書館所蔵、請求記号 156—0015。
- (28) 松浦史料博物館所蔵、古文書類Ⅰ—1（イ）8「系図」。「古文書目録」には「従神崎出」「元禄十五」とある。元禄十五年（一七〇二）三月二十八日付の葉山野内書付が付属するが、この書付には「源朝臣松浦系図一軸」を「肥前神崎居住馬渡新七と申浪人」が所持し、「遂一覽之処、歴代顕明、慶長十八年之奥書有之、尤旧本二候、先代之御系図拠之而可決嫌疑者数多有之間、留置之、兼而依承 仰、御家系之一本と仕候」と記されている。特に奥書の点から本来はiの源朝臣松浦系図（註25）に付属した可能性が高いと考える。
- (29) 「統群書類従」巻百三十一（『統群書類従』第五輯下 系図部）。
- (30) 松浦史料博物館所蔵、古文書類Ⅰ—1（イ）1「源氏松浦系図」。
- (31) viは「右考定以示不忘余威従于旧本矣」「岢宝永龍集己丑八月上幹源棟誌」の奥書がある「系図附録」（松浦史料博物館所蔵、古文書類Ⅰ—1（イ）2）と同筆で、料紙（紙質、縦寸）や装丁（見返し・裏打ち紙は金箔散らし、巻軸は金箔貼り、軸首は水晶製）も同質であるため、viも同時に成立したものと判断される。清が『家世伝』で棟による「原稿」とし、『敬孝述事』で「家本」としてそれぞれの編纂に使用した資料に当たると考えられる。なお松浦史料博物館所蔵の「系図写」（古文書類Ⅰ—1（イ）52）・「原稿並附録」（古文書類Ⅰ—1（イ）53）・「原稿並附録上写」（古文書類Ⅰ—1（イ）54）は、いずれもviおよび「系図附録」の写しである。
- (32) 註24。
- (33) 什器類28—2。肖像画ではなく松浦義の花押を大書するもので、上部に享徳三年（一四五四）の景南英文（一三六五—一四五四）による賛がある。渡邊雄二「松浦義（天叟）像について」（『大和文華』一〇七・一〇八合併号、二〇〇三年）に挿図写真が載るほか、写し（松浦史料博物館所蔵「合綴」（古文書類Ⅶ—4—15）の「天叟公寿像賛」）があり詳細が知られる。
- (34) 註33渡邊雄二「松浦義（天叟）像について」。
- (35) 註10。
- (36) 俳諧参考書『毛吹草』（寛永十五年（一六三八）松江重頼著）巻二の「世話 付古語」に「すきにあかゑほし」（岩波文庫『毛吹草』岩波書店、一九四三年、一〇四頁）や、仮名草子『都風俗鑑』三（延宝九年（一六八一）刊）の「僧俗野郎に打ち込む事」に「尾抜鳥のごとくなれども、すきに赤ゑほし、まよひ初にし恋の山」（『新日本古典文学大系七四 仮名草子集』岩波書店、一九九一年、四六二頁）などの例がある。
- (37) 『日本随筆大成新装版（第三期）一七』吉川弘文館、一九九六年、三九頁。『塩尻拾遺』は天野信景（一六六三—一七三三）著の随筆。註33渡邊雄二「松浦義（天叟）像について」でも言及がある。
- (38) 瀬野精一郎「平戸松浦氏千年の歴史」、朝日新聞社西部企画編『平戸・松浦家名宝展』、二〇〇〇年。
- (39) 「貞」は「貞」の誤字であろう。
- (40) 長崎県教育委員会『平戸・上五島地区の文化財』、一九七八年。小値賀町郷土誌編集委員会『小値賀町郷土誌』、一九七八。埋め立て工事に伴い犠牲となった牛を供養する一字一石経の埋納碑。バクの梵字と「奉納妙法蓮華経」、「大願主地頭肥前守源定」、「建武元年甲戌九月□日」の字を刻む。

- (41) 註31「系図附録」(古文書類1—1(イ)2)。
- (42) 松浦史料博物館所蔵、什器類86「楽翁より静山への書状」。
- (43) 松浦史料博物館所蔵、什器類1。
- (44) 筆者とともに実物を調査した桑原有寿子氏のご教示による。
- (45) 註38瀬野精一郎「平戸松浦氏千年の歴史」。荒木和憲「戦国期壱岐をめぐる政治史的展開」、中野等編『中近世九州・西国史研究』吉川弘文館、二〇二四年。
- (46) 註38瀬野精一郎「平戸松浦氏千年の歴史」。
- (47) 慶長四年(一五九九)、鎮信はキリシタンであった重臣の籠手田安一と一部正治に対し、仏式による隆信の葬儀への参加を求めた。事実上の棄教の要求だったが、彼らは一族と八〇〇人の信徒と共に長崎に脱出した。長崎県平戸市生月町博物館島の館「生月島のキリシタン文化」(同館ウェブサイトに、二〇一九年)。
- (48) 註14。
- (49) 幕府が徳川家の史書編纂のため天和三年(一六八三)から翌貞享元年にかけて諸大名・旗本家等に対し関係する文書類の提出を求め、諸家から差し出されたもの。平野仁也「『貞享書上』考」『史学雑誌』一二五—四、二〇一六年。
- (50) 註2千葉一大「北奥大名津軽家の自己認識形勢」。秋田県公文書館『秋田藩の家臣団—系図の編纂と分限帳—』(企画展パンフレット)、二〇〇〇年。母利美和「解説『福井藩士履歴』編纂の歴史的意義」『福井藩士履歴 五のくま』(福井県文書館史料叢書一三) 福井県文書館、二〇一七年。なお小宮木代良「近世前期領主権力の系譜意識—寛永諸家系図伝の作成過程から—」(九州史学研究会編『境界のアイデンティティ『九州史学』創刊五〇周年記念論文集 上』、岩田書院、二〇〇八年)は、『寛永諸家系図伝』の作成過程と諸大名の対応について分析している。

- (51) 九州国立博物館所蔵、P11568・P11569・P11570。
- (52) 「八郡寺社記」・『対州神社誌』編纂については一瀬智「対馬藩と寺社の宝物—経典を中心に」(横内裕人編『対馬の渡来版経 護り伝える東アジアの至宝』(アジア遊学二七二)、勉誠出版、二〇二三年)に述べた。「御判物写」については佐伯弘次「対馬宗家文書の中世史料」(『九州文化史研究紀要』四四、一九九六年)を参照。延宝二年(一六七四)、貞享三・四年(一六八六・八七)、宝永六年(一七〇九)、享保八年(一七二三)、文化十一年(一八一四)作成の「御判物写」が確認できる。
- (53) 『福岡県史 通史編 福岡藩文化(上)』西日本文化協会、一九九三年。
- (54) 野島義敬「総論 黒田侯爵家と「家宝」の近代」、福岡市博物館編『黒田侯爵家の名品』、二〇二三年。

付記

本稿を成すにあたり、松浦史料博物館所蔵品の調査では、岡山芳治氏、久家孝史氏、出口洋平氏のご協力を得た。また桑原有寿子氏、松浦晃佑氏、望月規史氏からは貴重なご教示を頂いた。末尾ながら記して感謝申し上げる。

本研究はJSPS科研費基盤研究(C) JP21K00865「近世大名家伝来コレクションの基礎的研究—松浦家コレクションの分析を通じて」による成果の一環である。

(いちのせ) とも 当館展示課主任研究員)